

平成28年生駒市教育委員会

第4回臨時会 議案

平成28年4月4日

生駒市教育委員会

平成28年生駒市教育委員会(第4回)臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第8号	臨時代理につき承認を求めることについて (生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について)	1～2
報告第9号	平成28年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の結果について	3
報告第10号	人事異動の総括について	4～5

報告第 8 号

臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について)

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定については、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、平成28年3月29日に臨時に代理したから、これを報告し、承認を求める。

平成28年4月4日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号から第11号まで、第7条の2第3号、第7条の3第3号、第8条第5号、第11条の2第1号、第12条第4号及び第13条第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則（昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「職員出張命令簿」を「職員旅行命令簿」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

報告第9号

平成28年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について

平成28年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年4月4日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・平成28年度生駒市一般会計予算
- ・平成27年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【審議経過】

平成28年3月7日 開会

平成28年3月16日 環境文教委員会

予算委員会（環境文教分科会）

平成28年3月22日 予算委員会

平成28年3月25日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第 10 号

人事異動の総括について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月
生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 1 号の規定により、別紙のとおり報告
する。

平成 28 年 4 月 4 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

平成28年4月人事異動について

	退職	異動			採用	計
		市内	市外(転出)	市外(転入)		
事務局職員	2(1)	43(19)			5(1)	50(21)
小学校	21(7)	24(12)	13(0)	15(2)	16(0)	89(21)
中学校	11(2)	19(7)	2(0)	5(2)	6(0)	43(11)
幼稚園	2(1)	23(7)			1(0)	26(8)
合計	36(11)	144(49)			28(1)	208(61)

()内は管理職(校長・教頭・園長)
再任用職員、講師は含まず
幼・保実務研修に伴う異動を含む